平成２９年（フ）第１６９号
高知市一宮東町５丁目18番３号　シャトーＫｏｃｈｉⅢ―101号室
債務者　伊藤　繁子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７４号
高知市長浜5584番地
債務者　増本　和人
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７７号
高知市長浜1502番地２　ヴィラシャルマンⅡ・101号室
債務者　向島　真紀
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６６号
熊本市中央区白山３丁目２番５号　第一セイコービル403
債務者　山下　明久
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６９号
北海道帯広市西10条北６丁目３番地７
債務者　佐々木　賢
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
群馬県太田市大原町111番地69
債務者　坂下　誠二
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１８５４号
大阪市浪速区桜川４丁目１番20―905号、前住所大阪市浪速区幸町３丁目２番23号　タウンコート幸町　603号
債務者　田代　和夫
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４３号
大阪府吹田市泉町４丁目14番26号
債務者　下向井　彰
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１６号
大阪市東住吉区針中野１丁目17番34号、前住所大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映　203号
債務者　塚本　二久
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１７号
大阪市東住吉区針中野１丁目17番34号、前住所大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映　203号
債務者　塚本　誓子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１８号
大阪市東住吉区針中野１丁目17番34号、前住所大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映　203号
債務者　塚本　和行
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５８号
大阪府東大阪市金岡４丁目１番30号
債務者　新美　　諒
法定代理人保佐人　中谷　卓志
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７５号
大阪府門真市舟田町38番２号
債務者　戸田　竜二
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２９号
大阪府寝屋川市萱島南町20番１―507号
債務者　奥西　孝大
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４２号
大阪府寝屋川市寝屋新町２番23号
債務者　廣岡　一樹（旧姓笹部）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５７号
大阪府東大阪市川中２番36号　高田ハイツＢ棟　206号
債務者　堀川眞紀子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部